

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）……………一

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住居の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは、「五戸」とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自治省組織令（昭和二十七年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の二中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に関する企画立案その他同法の施行に関すること。</p>